

公園内行為許可申請手続きに関する Q&A (よくある質問)

(使用可能日等について、申請前に必ず本ご案内の末尾に記載の担当まで、電話等でご相談ください。)

【質問一覧】

- Q1：手続きの流れを教えてください。
- Q2：申請書に添付する必要のある書類は何ですか。
- Q3：申請書に記入している際に、書き間違えてしまいました。
- Q4：使用予定日が雨天等で使用できないことも予想されます。このような場合はどうすればよいですか。
- Q5：申請書を提出するためには、市役所まで行く必要がありますか。支所でも受付けていますか。
- Q6：許可書や納付書は郵送してもらえますか。
- Q7：公園を使用するのに費用（使用料）がかかりますか。
- Q8：テレビ番組制作会社ですが、テレビ番組撮影で公園を使用するのに費用（使用料）がかかりますか。
- Q9：広告代理店ですが、公園内で撮影をしたいと考えています。ただ、撮影の依頼主であるクライアントは、成果物をプロモーションで、無料で配布する予定でいます。この場合でも公園使用料が発生しますか。
- Q10：公園使用料はいつまでに支払えばよいですか。
- Q11：公園使用料はどこで支払えますか。
- Q12：公園で撮影を行う予定で許可を得ましたが、使用予定日が悪天候で撮影を中止し、その後も都合がつかず、結局、公園を使用しませんでした。このような場合でも、公園使用料を支払う必要がありますか。
- Q13：申請後、許可が出るまでどれくらいの時間がかかりますか。
- Q14：公園使用予定日まで2週間を切っているのですが、許可申請は可能ですか。
- Q15：公園使用料を会社の経費で処理したいと考えています。申請時に気をつけることはありますか。
- Q16：「稲村ガ崎公園」と呼ばれている公園がありますが、この公園について「鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区」と書かれているものもあります。どちらが正しい名称ですか。

【Q&A】

- Q1：手続きの流れを教えてください。
- A1：本市の許可が必要である公園の使用に際しては、使用の内容に応じて事前に許可申請が必要です。申請書に必要事項をご記入の上、関連書類とともにご提出ください。担当課で内容を確認し、問題がない場合に許可書を発行いたします。
- 使用の内容によっては公園使用料が発生することがあり、その場合は許可書と共に、使用料の納付書をお渡しいたします。この使用料は、公園使用前に納付をお願いいたします。

Q2：申請書に添付する必要がある書類は何ですか。

A2：以下の書類を添付してください。

- ①今回の使用内容のわかる資料（日時、場所、内容、人数、連絡先等を記した概要書や企画書）、
- ②公園内での使用箇所等が分かる案内図（手書きでも可）

この他、使用する内容に応じて、資料の提出をお願いすることがあります。あらかじめご承知おきください。

Q3：申請書に記入している際に、書き間違えてしまいました。

A3：申請書に記入する内容を間違えた場合は、新たに作成しなおしてください。修正テープ、修正液等での修正は認められません。なお、申請書への記入の際に、いわゆる「文字の消えるペン」は使用しないでください。

Q4：使用予定日が雨天等で使用できないことも予想されます。このような場合はどうすればよいですか。

A4：雨天などにより予定日に公園を使用できない場合に備え、予備日を設定することができます。その場合は、申請書内の「7 その他必要な事項」欄に、希望する予備日と時間をご記入ください。

なお、予備日は複数の日とすることも可能ですが、その場合でも、実際に使用できる日数は「5 使用期間」で申請する日数以内に限られます。

また、予備日も使用できなかった場合で、更に別の日にちの使用を希望する場合は、担当までご相談ください。

Q5：申請書を提出するためには、市役所まで行く必要がありますか。支所でも受付けていますか。

A5：提出は、鎌倉市役所本庁舎へお持ちいただくか郵送のいずれかをお願いいたします。支所では受付けておりません。

Q6：許可書や納付書は郵送してもらえますか。

A6：使用日までに受取と納付ができる場合はいずれも郵送での交付は可能です。郵送希望の場合は、申請の際に切手貼付済みの返信用封筒も合わせてご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

Q7：公園を使用するのに費用（使用料）がかかりますか。

A7：使用する内容によっては使用料が発生します。詳細は担当にお尋ねください。

Q8：テレビ番組制作会社ですが、テレビ番組撮影で公園を使用するのに費用（使用料）がかかりますか。

A8：映像や写真の撮影を生業としている方が、本市の公園において、業務として撮影を行う場合は、公園使用料が発生します。

この場合の公園使用料は、撮影時間（公園使用時間）や面積に関わらず、1公園当たり、1日20,000円です。

Q9：広告代理店ですが、公園内で撮影をしたいと考えています。ただ、撮影の依頼主であるクライアントは、成果物をプロモーションで、無料で配布する予定でいます。この場合でも公園使用料が発生しますか。

A9：公園内での撮影に際して公園使用料が発生するか否かは、実際に公園を使用する方がどのような方で、どのような目的で使用するか等によって、判断しております。

ご質問の場合、御社は金銭の対価としてクライアントに成果物を提供することから、クライアントの成果物の使用方法に関わらず、公園を使用する御社に対し、公園使用料が発生します。

Q10：公園使用料はいつまでに支払えばよいですか。

A10：公園使用日前日までにお支払ください。

Q11：公園使用料はどこで支払えますか。

A11：納付書に記載のある銀行等の金融機関の窓口で、お支払ください。ATMからの支払いや振込みはできません。また、ゆうちょ銀行やコンビニエンスストアでの支払い及び振込もできません。

なお、鎌倉市役所本庁舎1階に、金融機関の出張窓口がございます。平日午後4時までであれば、そちらでのお支払も可能です。

Q12：公園で撮影を行う予定で許可を得ましたが、使用予定日が悪天候で撮影を中止し、その後も都合がつかず、結局、公園を使用しませんでした。このような場合でも、公園使用料を支払う必要がありますか。

A12：使用を中止し、その後も使用できなかったのはあくまでも使用者の都合であり、よって、そのような場合は公園使用料をお支払いただくこととなっております。公園使用申請に当たりましては、この点について、十分にご注意ください。

Q13：申請後、許可が出るまでどれくらいの時間がかかりますか。

A13：公園使用申請に係る手続きについては、標準的な処理期間として2週間をいただいております。

年末年始期間や大型連休中に使用をご希望の場合は、各期間前に余裕を持ってご申請ください。

Q14：公園使用予定日まで2週間を切っているのですが、許可申請は可能ですか。

A14：担当までお電話でご相談ください。

なお、申請から使用日までの期間が短い場合は、許可書等の受け渡しについて、来庁いただいて直接受け渡しを行う等の対応をお願いしております。あらかじめ、ご了承ください。

Q15：公園使用料を会社の経費で処理したいと考えています。申請時に気をつけることはありますか。

A15：本市では、公園使用料の納付書のあて名や送付先を申請者名としております。このため、法人等の代表者あてに納付書を発行することとなります。

納付書のあて名をご担当者としていたい場合には、申請者欄に、法人等の名称、代表者氏名に加えご担当者氏名を記入いただき、ご相談ください。

Q16 : 「稲村ガ崎公園」と呼ばれている公園がありますが、この公園について「鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区」と書かれているものもあります。どちらが正しい名称ですか。

A16 : 稲村ガ崎にある海岸に面した公園の正式名称は、「鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区」です。「稲村ガ崎公園」「稲村ヶ崎公園」と表記や案内されていることがありますが、申請書には、「鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区」と記入してください。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記担当までお尋ねください。

【事務担当】

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌倉市 都市景観部 みどり公園課 管理担当

電話 0467-61-3583

ファックス 0467-23-8700 (代表)

(あて先の課名を記載してください)

メール park@city.kamakura.kanagawa.jp